

令和8年8月6日
教育委員会事務局

区立小・中学校における長期欠席者に対する学校給食費相当額の支給について

(付議の要旨)

区立小・中学校において不登校や病気等を理由として長期に欠席していることから給食を喫食していない児童・生徒の保護者等を対象とした学校給食費相当額の補助を実施する。

1 主旨

区立小・中学校において不登校や病気等を理由として長期に欠席していることから給食を喫食していない児童・生徒の保護者等に対し、経済的負担軽減及び給食費無償化の利益を受ける世帯との均衡を図ることを目的として、学校給食費相当額を支給する。

2 対象者数の見込み

約 1,600 人

3 支給要件

区立小・中学校に在籍している児童・生徒のうち、不登校や病気その他の事情により長期に欠席し、学校給食を恒常的に喫食していない者（※）の保護者等を対象とする。

ただし、ほっとスクール北沢に通室している児童・生徒で、昼食の提供を受けている者は、その提供日について対象外とする。

(1) 事前申請による支給

保護者等から、あらかじめ学校に対し給食を喫食しない旨の申し出があり、月の初日から末日まで登校せず給食を喫食しないことが見込まれる場合は、当該月の給食を提供しなかった期間分の学校給食費相当額を支給する。

(2) 事後確認による支給

保護者等が、児童・生徒の登校機会を確保する観点等から給食を喫食しない旨の申し出を行わなかった場合であっても、結果として学期の全期間にわたり欠席し、学校給食を喫食していないことが学校において確認された場合は、区が保護者等へ申請案内を行い、実績に基づき学校給食費相当額を支給する。この場合、4月に遡って支給する。

※「恒常的に給食を喫食していない者」とは、以下の者を指す。

月の初日から末日まで登校しないことが見込まれ、かつ、給食を喫食していない児童・生徒。

なお、体調の回復等により登校した場合は、必要に応じて給食の提供について配慮する。

4 支給額

1 食あたりの学校給食費単価に給食を喫食していない日数を乗じた額
 なお、支給対象月は、夏季休業期間である 8 月を除く。

区分	給食費単価
小学校(低学年)	354円
小学校(中学年)	395円
小学校(高学年)	427円
中学校(自校調理方式)	489円
中学校(共同調理場方式)	454円

5 支給方法

保護者等からの申請に基づき、支給する。

6 予算

(1) 歳出

67,264 千円

(2) 歳入

24,546 千円（国：11,856 千円、都：12,690 千円）

7 令和 8 年度の経過措置

「ほっとスクールにおける昼食提供代替補助金」（以下「ほっと補助金」という）の利用者への対応として、補助が重複することがないように、令和 8 年度に限り「ほっと補助金」の利用日数分を控除して支給する。

（例：中学生が在籍校を 1 ヶ月欠席（給食提供日 20 日）し、その期間中にほっとスクールで 1 回喫食した場合は、「ほっと補助金」として 1 日分の補助 489 円を教育相談課から支出、19 日分の 9,291 円は学校健康推進課から支出）

なお、「ほっとスクールにおける昼食提供代替補助金交付要綱」は令和 8 年度末に廃止する。

8 今後のスケジュール（予定）

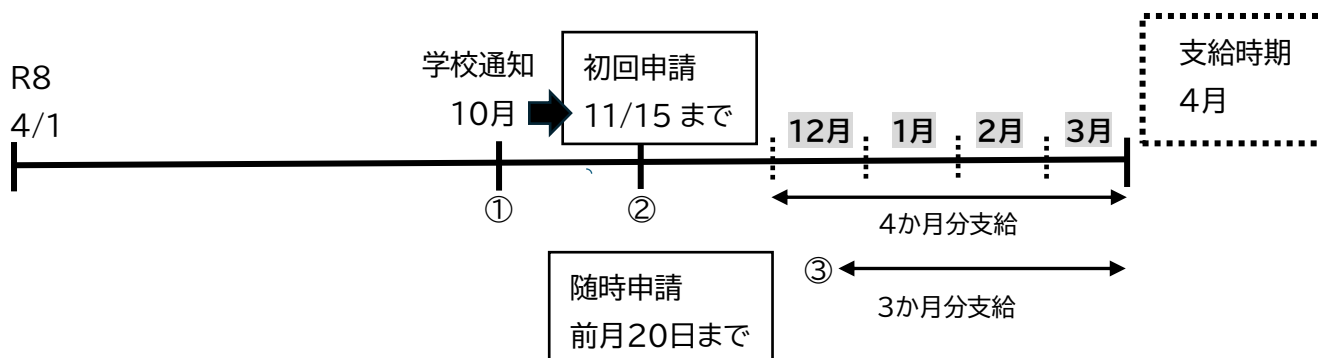
令和 8 年 9 月 文教常任委員会報告
 教育委員会報告
 第 3 回区議会定例会に提案（補正予算）
 10 月 学校への周知
 11 月 申請開始
 令和 9 年 2 月 支給開始

9 参考資料

区立小・中学校における長期欠席者に対する学校給食費相当額の支給例

区立小・中学校における長期欠席者に対する学校給食費相当額の支給例

(1) 事前申請による支給

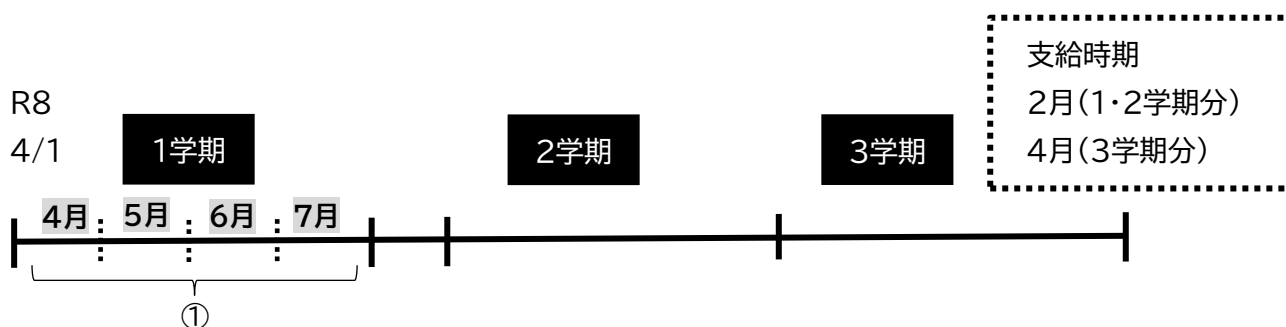


- ①学校を通じて長期欠席している児童・生徒の保護者等へ制度を案内する。あわせて、全体の保護者等に対して周知する。
- ②初回申請期限である11月15日までに申請があった場合、12月から3月までの4か月分の学校給食費相当額を申請者へ支給する。その間の給食は提供しない。
- ③②の初回申請期限以降においては、前月20日までに申請があった場合、翌月から各月分の学校給食費相当額を申請者へ支給する。

例：12月20日までに申請書の提出があった場合、1月から3月までの3か月分を支給する。

※体調の回復等により一時的に登校し、給食を喫食した場合は、支給金額からその分を差し引く。また、給食再開の場合は、保護者等からあらかじめ給食再開の届出を提出していただいたうえで給食を再開し、支給を停止する。いずれの場合も、支給対象外の期間分を差し引いた額を4月に支給する。

(2) 事後確認による支給



- ①学期の全期間にわたり欠席し、学校給食を喫食していないことが確認された児童・生徒については、区が保護者等へ申請案内を行い、その実績に基づき、学校給食費相当額を保護者等へ支給する。2学期、3学期も同様とする。

※事前に申請書の提出がない場合は、学期を通して長期欠席していることを支給要件とし、学校に出席していることが確認された場合は、支給対象から除く。